

## 社会福祉法人川越市社会福祉協議会広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、地域福祉を推進する財源を確保するために、広報紙等を広告媒体として活用して市内事業所等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告媒体)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本会が発行する広報紙
- (2) 本会が所管するホームページ
- (3) その他理事長が別に定めるもの

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不相当であると理事長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) たばこに関する業種

- (7) 占い又は運勢判断に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 川越市の市税を滞納している事業者
- (15) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (16) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと理事長が認めるもの  
（広告の規格等）

第4条 広告の規格、掲載条件、申込み手続等は、別表のとおりとする。

（広告の募集）

第5条 広告の募集は、広報紙及びホームページを利用し行うものとする。

- 2 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送又はメールで申し込むこととする。

（広告掲載の決定）

第6条 理事長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

- 2 理事長は、第4条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合は、公共性、地域性の高い広告を優先させるものとする。

（広告の提出）

第7条 広告主は、掲載する広告原稿を理事長が指定する期日までに、本会に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第8条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令

に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第9条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの経路を経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ホームページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、本会ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容及びリンク先のホームページの内容、その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容

等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会の判断に従うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年5月18日から施行する。

## 別紙（第4条関係）

## 広告の規格、掲載条件、申込み手続等

	広告媒体	川越社協だより	本会ホームページ
広告媒体	主な内容	地域福祉に関する様々な情報の提供及び本会からのお知らせなど	本会の概要等を掲載し、その活動について周知など
	発行回数／更新回数	年6回	随時更新
	発行日／URL	5/10、6/25、9/10、11/25、1/10、3/10	<a href="http://www.kawagoeshi-syakyo-or.jp/">http://www.kawagoeshi-syakyo-or.jp/</a> <a href="http://www.kawagoeshi-vc.or.jp/">http://www.kawagoeshi-vc.or.jp/</a> <a href="http://www.k-oasis.jp/">http://www.k-oasis.jp/</a>
	発行部数	約153,000部	—
	紙面	A4版2色刷り	トップページ含め13コンテンツ
	配布先／対象	市内全戸配布	福祉関係者や福祉に関心のある方
	広告規格	枠数	2～4枠 (最終頁の下部他)
広告の大きさ		1枠 縦4.0cm×横8.5cm データ形式：JPEG、GIFもしくはPDF	1枠 縦60pix×横120pix データ形式：JPEGもしくはGIF データ容量：20KB以下 画像は静止画像とする
掲載条件	広告掲載料 (税込み)	賛助会員 1枠1回 27,000円 1枠年間154,000円 非会員 1枠1回 30,000円 1枠年間171,000円	賛助会員 1枠1月 13,500円 1枠3月以上連続(1月あたり) 12,800円 非会員 1枠1月 15,000円 1枠3月以上連続(1月あたり) 14,200円
	広告原稿の入稿方法	広告原稿は広告主において作成し、完全データで入稿してください。	
	入稿期限	発行日の1月前まで	掲載開始日の1週間前まで
申込手続等	申込方法	広報掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、資料等を添付して下記の申込先に郵送またはメールでご提出ください。	
	申込期日	掲載を希望される月の2月前の15日までに申し込みください。	
	広告掲載料の納入	本会指定の金融機関へ、広告原稿入稿期限までに全額納入してください。なお、振込手数料は広告主の負担になります。	
その他	留意事項	広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。	
	お申込先・お問合せ先	社会福祉法人川越市社会福祉協議会 総務課 〒350-0036 川越市小仙波町2-50-2 電話 049(225)5703 FAX 049(226)7666 メール kawagoeshisyakyo@feel.ocn.ne.jp	